

## 神戸市立泉台地域交流センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、泉台ふれあいのまちづくり協議会（以下「指定管理者」という。）が神戸市より指定管理者の指定を受けた泉台地域交流センター（以下「センター」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(条例及び規則)

第2条 指定管理者及び使用者は、神戸市立地域交流センター条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を遵守しなければならない。

(利用可能時間及び休館日)

第3条 センターの利用可能時間は規則第5条に基づき、市の承認を得たうえで下記表のとおり定める。ただし、下記表の無人管理時間帯については、次条の承認を得たものが、その時間内において使用する活動に限り使用可能とする。

(管理パターン：B)

曜日	有人管理時間帯	無人管理時間帯
月	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
火	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
水	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
木	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
金	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
土	9時から12時、13時から16時	12時から13時、16時から21時
日	—	9時から21時

- センターの休館日は、規則第6条第1項各号に定めるほか、同条同項第4号の市長の承認を得たうえで、指定管理者が定める日は設けない。
- 市内で震度5以上の地震が発生した場合は、発災時から施設の安全が確認されるまでの間、センターは臨時休館する。
- 北区において、午前7時時点で気象特別警報、気象警報（ただし、高潮及び波浪は除く）、大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合は、センターは終日臨時休館とする。
- 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、規則に基づき開館又は休館することができる。この場合、必ず事前に市の承認を得たうえで、原則、その日の1週間前には使用者等へ広報するものとする。なお、天災（震度5以上の地震・気象警報発令時）、その他の不可抗力、施設の故障・修繕その他の管理上やむを得ない事由により、緊急で休館する場合はこの限りではない。

(使用申請及び優先使用)

第4条 センターを使用するときは、使用者において必ず使用責任者を定め、使用申込書に必要な事項を記入し、指定管理者が定める期間（使用日の前月の最初の有人時間帯から使用日の7日前まで）に申請し、その承認を得るものとする。

- オンライン（web）予約システムを導入しているセンターについては、使用者において必ず使用責任者を定め、使用責任者がオンライン（web）上で使用者登録の上、必要事項を入力し、指定管理者が定める期間（使用日の1か月前から使用日の7日前まで）に申請し、その承認をEメール等、指定管理者が定める方法で得るものとする。
- 飲食や対価の收受を伴う使用については、条例及び規則に基づき、必ず使用申請時に使用責任者がその内容を申告し、指定管理者から、承認を得るものとする。
- 第1項及び第2項の規定にかかわらず、神戸市立地域交流センターの優先使用及び利用料金の免除に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく活動に関しては指定管理者への申請による優先使用を可能とする。優先使用申請は要綱に基づき、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。
- 使用責任者は優先使用による利用を求める場合、市の承認を得たのちに、使用月の2か月前以降に、指定管理者へ申請するものとし、使用申請時に市から送付された承認書とともに、指定管理者に優先使用の承認を受けている旨を申し出なければならない。
- 選挙その他やむを得ない事情により、センターの運営上の必要が生じた場合は、指定管理者は、既に承認した使用であっても、利用者に対し日程の変更又は使用の調整を求めることができる。

#### (利用料金及び免除)

第5条 センターの施設を使用するときは、使用者は別表1に定める料金を指定管理者が定める方法で支払うものとする。合理的な理由なく料金を支払わない、または、指定管理者が連絡をしても使用責任者が応答しない場合は、当該使用はキャンセルするものとし、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は使用できない。

- 2 センターの利用料金の免除申請は規則及び要綱に基づき、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。
- 3 使用責任者は利用料金の免除を求める場合、市の承認を得たのちに、前条第1項及び第2項に定める期間に、指定管理者へ申請するものとし、使用申請時に市から送付された承認書とともに、指定管理者に利用料金の免除の承認を受けている旨を申し出なければならない。
- 4 使用者の都合によりセンターの施設の使用をキャンセルする場合は所定の手続により事前に申し出るものとし、申し出の時期に応じてキャンセル料が発生する。この場合の取り扱いについては、別表2の通りとする。
- 5 天災、その他の不可抗力など指定管理者及び使用者双方の責めに帰すことのできない事由により施設を使用できない場合や、施設の故障・修繕、その他管理上やむを得ない事由により、指定管理者が使用を中止、または変更を行った場合は、既納の利用料金は全額返還するものとし、キャンセル料金は発生しない。ただし、指定管理者が使用を中止、または変更したことで使用者が被った損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。

#### (使用の制限)

第6条 使用者が条例第15条及び第16条に定める行為を行った場合に、指定管理者が警告し、その指示に従わないときは、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設を使用できない。指定管理者は法令に反する行為を認めた場合や市民の生命身体に危険が及ぶと判断した場合は速やかに警察へ通報し、その指示を仰ぐものとする。

#### (対価の收受を伴う活動について)

第7条 条例及び規則に反して、入場料、受講料その他の対価の收受を伴う活動にセンターを使用した場合に、指定管理者が警告し、その指示に従わないときは、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は使用できない。

- 2 対価の收受を伴う活動における金銭の授受については、使用責任者が責任をもって処理をすることとし、それにより生じた事件事故等について、指定管理者は一切の責を負わない。

#### (使用者の義務)

第8条 使用者は、条例及び規則に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物及び付属物を傷つけないように注意すること
  - (2) 器具、備品等を大切に扱うこと
  - (3) 火気の取り扱いは、特に注意すること
  - (4) 騒音等により周辺住民に迷惑をかけること
  - (5) 使用後は、電気のスィッチを切り、水道の蛇口を閉め、ガスの元栓を閉じること。これを忘れたことによる損害については、指定管理者と協議のうえで使用者が別途、料金を補填すること
  - (6) 使用後は、整理、清掃等、定められた原状回復を行い、使用により生じたごみの処理については指定管理者の指示に従うこと
  - (7) 指定管理者が特に認めた場合を除き、私物などを放置しないこと
  - (8) 使用責任者は、使用後速やかに指定管理者の定める鍵の保管者に鍵を返還すること。ただし、電子錠の場合はこの限りではない。
  - (9) 使用に関しては、指定管理者が承認した内容を遵守し、承認された時間帯のみ使用すること
- 2 指定管理者は、前項に定める事項が守られない場合、今後の使用を制限することができる。

#### (調理室を使用する者の義務)

第9条 調理室の使用者は、前条の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者の責において事前に関係機関へ必要な届出等を行い、指示を受けること
- (2) 使用中に嘔吐などがあつた場合、必ず指定管理者に届け出て、必要な対応を行うこと
- (3) 食中毒が疑われる等、使用時に調理した食品に起因する又は起因する疑いがある健康被害に関する情報を得た場合には、関係機関、市及び指定管理者へ速やかに情報提供を行い、責任をもって必要な対応を行うこと。

- (4) 非加熱又は加熱不十分な魚介類及び食肉類を提供しないこと
  - (5) 生ごみの処理や備品の使用など利用にあたっては指定管理者の指示に従うこと
  - (6) 食器類は利用者が持参すること。その他調理室の備品の扱いについては、指定管理者の指示に従うこと。
- 2 指定管理者は、使用者の調理により生じた事件事故については一切の責を負わないほか、前項に定める事項が使用者が守らない場合は、今後の使用を制限することができる。

(鍵の保管)

第10条 指定管理者は、鍵の保管者を別途定めるものとする。

- 2 無人管理時間帯に使用する場合、センターを使用する使用責任者は、使用当日までに指定管理者に使用承認書等を提示したうえで、鍵を受領し、返還するまで責任をもって保管しなければならない。保管期間において鍵を紛失した場合は第11条によるものとする。
- 3 センターに電子錠を設置している場合は、別途、指定管理者の指示によるものとする。
- 4 鍵や電子錠の故障などにより、センターの使用ができない場合、指定管理者と使用者との協議により、利用料金の返還または次回使用時の利用料金に充てるものとする。

(使用者の賠償責任)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、建物又は附属物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは直ちに、指定管理者へ届け出て、条例第19条に基づき、自己の責任により、速やかに原状に復するか、若しくは修繕費等の費用を賠償しなければならない。なお、破損または汚損により施設が使用不可となる場合は、その使用不可の期間にかかる利用料金を別途支払わなければならない。

(指定管理者の賠償責任)

第12条 センターを使用するにあたって、使用者の責めに帰すべき事由により発生した事件事故については、指定管理者は一切の責を負わない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの使用についてその他必要な事項は、指定管理者が定めるものとし、使用者はその指示に従うものとする。

